

令和 2 年度 第 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 2 年 4 月 2 8 日
 担当部・課：財務部資産税課〔3 1 1 2〕

① 件 名
石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について知事の認定（令和 2 年 3 月 3 1 日まで）を受けた事業者に対する優遇措置を講じるため、固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例を規定している。</p> <p>今般、地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限が 2 年間延長された。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号） 地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 2 7 年総務省令第 7 3 号） 地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年省令第 2 5 号） 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 8 年条例第 3 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画基本計画 第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第 1 節 石巻独自の技術開発や新産業を創出するまち 1 地域資源を活用する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 3 月 3 1 日 地域再生法第 1 7 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令公布（令和 2 年 4 月 1 日施行） 同日 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について専決処分（令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限を、令和 2 年 3 月 3 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで 2 年間延長する。</p> <p>・延長後の固定資産税の課税免除又は不均一課税について 1 課税免除について 地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、東京 2 3 区に本社を置く企業が地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から 2 年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で 3, 8 0 0 万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は 1, 9 0 0 万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降 3 か年度に限り課税免除とする。</p>

2 不均一課税について

地方にある本社機能を拡充、または、東京23区以外の地域から本社機能を移転し、地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から令和4年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円超、中小事業者、中小企業者及び連結法人等は1,900万円超のものを新設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り段階的に税率を変えて課税とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

東京23区からの企業移転及び他地域からの本社機能移転を含む施設の増築等の拡充が促される制度であり、本制度の活用により産業の振興と雇用の拡大が見込まれる。

固定資産税の優遇措置の期間は3年間であり、4年目以降は通常通りの固定資産税収入が見込まれる。また、本社機能の移転による法人市民税収入が見込まれる。

【財源措置（減収額は地方交付税算定の基準財政収入額から控除される）】

- ・課税免除（3か年度適用）※東京23区からの移転

減収額のうち、初年度は免除全額、2年目は3/4、3年目は1/2が参入の対象となる。

- ・不均一課税（3か年度軽減税率が適用）

税率は初年度0.14%（1/10）、2年目0.47%（1/3）、3年目0.94%（2/3）が適用される。減収額のうち、初年度は減収全額、2年目は税率0.467%（標準税額の1/3まで）までの減収額、3年目は税率0.933%（標準税額の2/3まで）の減収額が参入の対象となる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

地方税の免除又は減免措置が受けられる認定事業者の認定期限が延長されたものであり、事業税、不動産取得税を課税する宮城県及び県内市町村においても同様の改正を予定している。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他